

まちづくり構想に基づく事前協議を開催しました！

開催概要

- 日時：令和5年1月16日（月）13時～14時
- 場所：産業会館（B1Z新宿）
- 内容：構想運用委員会が事業者と事前協議を実施



当日の様子

- 建物概要（階数／構造／用途） ※2棟計画
 - ・地上4階、地下0階／重量鉄骨造／共同住宅・店舗・飲食店
 - ・地上6階、地下0階／重量鉄骨造／共同住宅・店舗・飲食店
- 主な意見
 - ・建築後の日常管理について、入居者がごみ出しのルールを守れるよう徹底してほしい。
 - ・建築後のトラブルに対応できるよう、管理会社の連絡先を敷地内に掲示してほしい。
 - ・近隣住民に十分配慮して工事を行ってほしい。

イベントに出展してまちづくり構想を周知しました！

「イベント出展」概要

- 日時：令和5年5月27日（土）、10月14日（土）
- 場所：淀橋さくら公園、淀橋せせらぎ公園等

- 主な内容
 - ・一般社団法人よどばしエリアマネジメントが主催するイベントに協賛として出展し、まちづくり構想を周知。
 - ・まちづくり構想（概要版）をイベント参加者に配布。



当日の様子



協議会会員が作成したポスター

西新宿五丁目 まちづくりニュース

No.25

令和6年1月
西新宿五丁目
まちづくり協議会
事務局：新宿区

西新宿五丁目南エリアまちづくり構想を運用しています！！

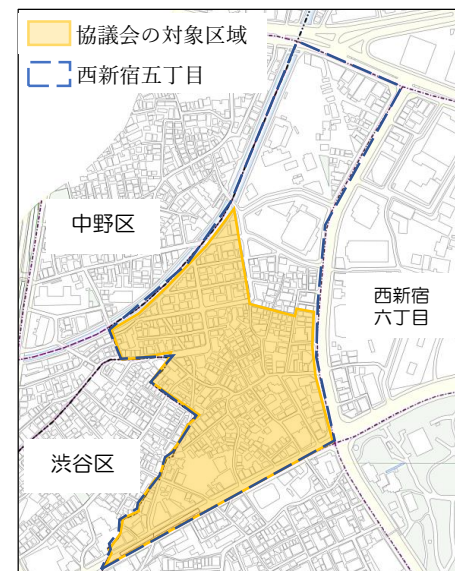
当地区では、「災害に強く、安全で安心して住み続けられるまちづくり」を目指して、平成28年度から協議会で検討を続け、令和2年度にまちづくり構想をとりまとめました。

令和4年7月から、まちづくり構想に基づき、一定規模以上の建築計画について、協議会会員で構成する構想運用委員会が計画事業者との事前協議を行っています。



西新宿五丁目防災まちづくり 検索

まちづくり構想は、区の窓口、区ホームページでも公開しています！



まちづくり構想の運用について

目的

まちづくり構想は、今後まちづくりをさらに進めるためのきっかけや、エリア内で大規模な再開発等が行われる際に、無秩序に開発されないように誘導するための指針です。

運用方法

まちづくり構想に基づき建築が行われるよう、建築確認申請前に、構想運用委員会がチェックシート等を活用し事業者等と事前協議を行います。

対象建築物

高さ10m超または**4階以上**の建築物（戸建てを除く）

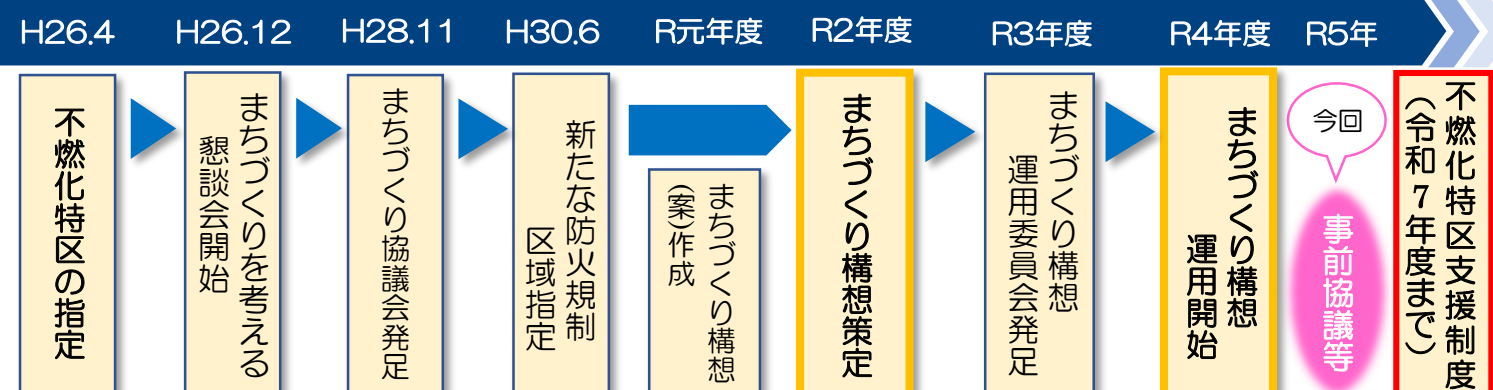
主なチェック項目

建物の不燃化の取組の有無
建築後の日常管理等について 等

チェックシート



西新宿五丁目地区 これまでの主なあゆみと今後の予定



お問合せ



【事務局】新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 担当：関根・小林
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 本庁舎8階
TEL 03-5273-3844（直） FAX 03-3209-9227
E-mailアドレス bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp



新宿区からの重要なお知らせ

《不燃化特区内で建替えを行う皆様へ》

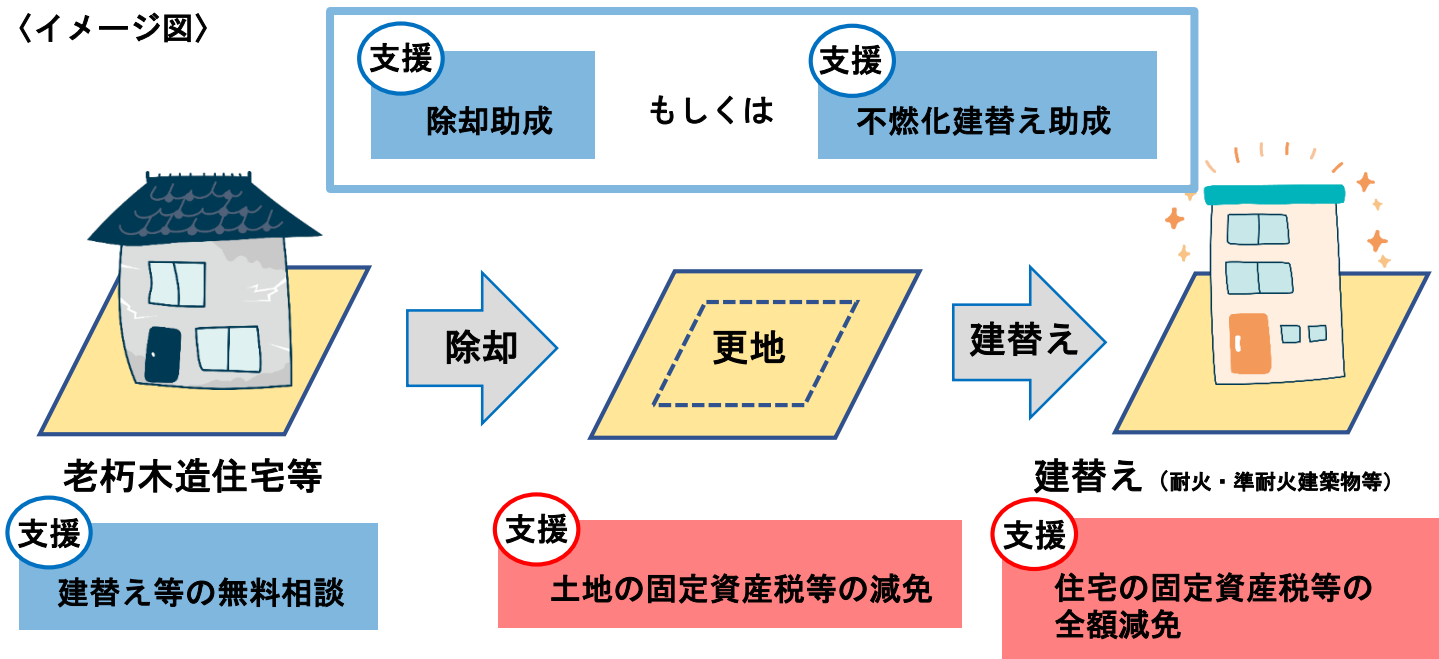
令和7年度までに不燃化特区内で建替え等を行う場合、固定資産税等の減免を受けることができます。

不燃化地区における 各種支援制度をご紹介します！

西新宿五丁目地区の一部は、東京都の不燃化特区に指定されています。区は、不燃化特区の支援制度を活用し、地区の防災性向上に取り組んでいます。

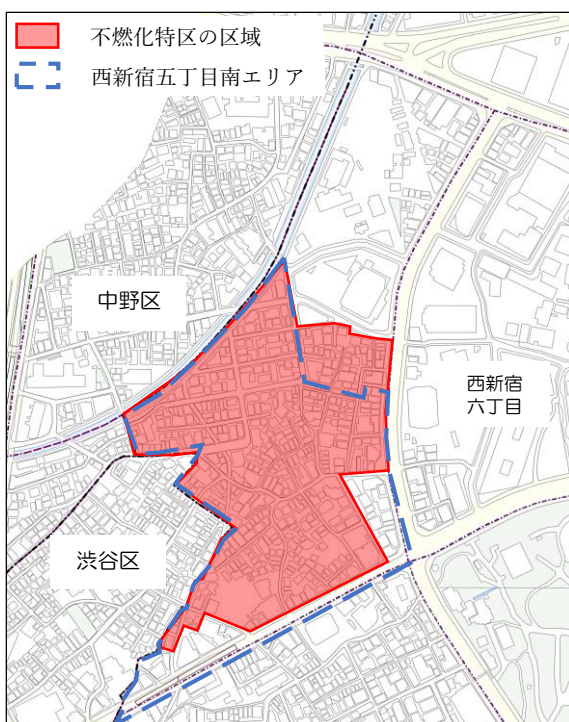
不燃化特区内の支援制度の概要

〈イメージ図〉



不燃化特区内で活用できる支援制度

令和7年度まで！



※不燃化特区の区域と西新宿五丁目南エリアは一部異なります。

固定資産税 都市計画税 減免

不燃化特区内で、老朽木造住宅等除却後の土地や不燃化のための建替えを行った住宅については、要件を全て満たす場合は、**固定資産税・都市計画税の減免**を受けることができます。
詳細は新宿都税事務所（電話03-3369-7162）にご確認ください。

その他支援制度（要件有）

不燃化
建替え助成

or 除却助成

建替え等の
無料相談

耐震改修
工事助成

ブロック塀等
除去助成

無料相談

老朽木造住宅等の除却や建替えに関して 専門家が相談をお受けします！

● 対象者

西新宿五丁目南エリア内に、区が定める老朽木造住宅等又はその土地を所有されている方等
※一定の要件がございますので、詳細はお問い合わせください。

● 派遣制度の内容

老朽木造住宅等の除却や建替えに伴う建築・法律・税金等に関する相談に対して、専門家を派遣します。（無料）

● 相談できる専門家（例）

- 建築士
老朽木造住宅等の建替えに関すること
- 不動産鑑定士
不動産鑑定評価に関すること
- 弁護士
土地、家屋の賃借、相続等法律に関すること
- ハウスメーカー数社 等
（協力）一般財団法人住宅生産振興財団

1

専門家が問題解決を サポートします

- ・事前予約制です。
- ・相談時間は2時間以内です。
- ・専門家がご自宅（区内限定）へ伺うことも可能です。
- ・開催日程やご紹介可能な専門家、相談可能な内容は、ご連絡ください。

2

専門家派遣の流れ

お電話で相談内容をお伝えください
TEL：03-5273-3844
新宿区 防災都市づくり課

▼
専門家派遣の申請（※）

▼
日程調整の上、専門家の派遣

（※）申請から派遣まで約2～4週間を要します

お問合せ



【事務局】新宿区 都市計画部 防災都市づくり課 担当：関根・小林
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号 本庁舎8階
TEL 03-5273-3844（直） FAX 03-3209-9227
E-mailアドレス bosaitoshi@city.shinjuku.lg.jp

